

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 一

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (同) 一六

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則 (同) 一七

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則 (同) 一九

告示

岐阜県議会議員勤続者の礼遇に関する規程の改正 (同) 二四

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (同) 二四

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (同) 三〇

規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十七号

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

「二十一世紀ビジョン委員会委員

本則第一号の表中 二十一世紀ビジョン委員会専門調査員を「情報公開審査会委員」

情報公開審査会委員

に、「岐阜県公益認定等審議会委員」を「岐阜県公益認定等審議会委員」に、「公務

臨時補助金等合理化審議会委員

災害補償等審査会委員を「公務災害補償等審査会委員」に、「医療審議会委員

機構審議会委員を「公務災害補償等審査会委員」に、「医療対策協議会委員」

を「医療審議会委員」に、「感染症診査協議会委員

成人病予防対策審議会委員を「地方独立行政法人評価委

員会委員

を「社会福祉審議会委員」に、

「社会福祉審議会委員

員会専門委員」に、生活保護法医療扶助審議会委員」を「社会福祉審議会委員」に、

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日には当たら

ず) 平成二十一年四月一日

「農政審議会専門委員
農村地域工業導入促進審議会委員」
を「農政審議会専門委員」に、
「屋外広告物審議会
会委員」
を「屋外広告物審議会委員」に改め、本則第二号の表（備考以外の部分に限る。）
を次のように改める。

区分	報酬	費用弁償
広報アドバイザー	月額 一五七、〇〇〇円	行政職給料表七級の職務にある者の例による。
選挙長	月額 一〇、六〇〇円	
選挙分会長	月額 一〇、六〇〇円	
審査分会長	月額 一〇、六〇〇円	
県立病院診療顧問	月額 三三、二〇〇円	
岐阜県競馬管理専門職	月額 四二八、九〇〇円	
美術館顧問	年額 九六七、〇〇〇円	
現代陶芸美術館顧問	年額 六〇〇、〇〇〇円	
国民保護協議会幹事	月額 一〇、〇〇〇円	行政職給料表六級以下三級以上の職務にある者の例による。
防災会議幹事	月額 一〇、〇〇〇円	
消防学校非常勤医師	月額 一三、七〇〇円	
職員研修業務総括専門職	月額 二二二、二〇〇円	

法務・情報公開課法務顧問	月額 二二二、二〇〇円	予算の範囲内で知事が定める額
業務案内専門職	月額 二二二、二〇〇円	
非常勤健康管理医	月額 一五九、四〇〇円	
税務事務コーディネーター	月額 三三三、三〇〇円	
税務事務総括専門職	月額 二二二、二〇〇円	
選挙立会人	月額 八、八〇〇円	
審査分会立会人	月額 八、八〇〇円	
衛生環境技術指導員	月額 二二二、二〇〇円	
産業技術指導員	月額 二二二、二〇〇円	
セラミックス技術指導員	月額 二二二、二〇〇円	
畜産技術指導員	月額 二二二、二〇〇円	
水産技術指導員	月額 二二二、二〇〇円	
研究開発推進専門職	月額 二五九、三〇〇円	
NPO施策推進総括専門職	月額 二二二、二〇〇円	
県民生活総括相談員	月額 二二二、二〇〇円	
浄化槽管理指導専門職	月額 二二二、二〇〇円	

埋立適正化推進員	月額 二二一、二〇〇円
社会福祉法人等特別指導監査官	日額 一三、五〇〇円
保健所非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
メデイカルアドバイザー	日額 一三、七〇〇円
県立看護大学非常勤医師	年額 二二八、〇〇〇円
県立看護大学非常勤講師	授業一時間(九十分)につき 一〇、八〇〇円
衛生専門学校非常勤講師	授業一時間につき 五、八五〇円
看護専門学校非常勤講師	授業一時間につき 五、八五〇円
県立病院健康診断非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
県立病院診療報酬請求業務専門職	月額 二〇九、五〇〇円
県立病院非常勤臨床検査総括技師	月額 二二五、四〇〇円
県立病院非常勤診療放射線総括技師	月額 二二五、四〇〇円
不妊専門相談医師	日額 一三、七〇〇円
精神保健指定医	診察一件につき 一三、七〇〇円
精神保健相談非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
心のダイヤル相談員(医師に限る。)	月額 五四、八〇〇円
介護保険会計監査官	日額 一三、五〇〇円
身体障害者医学判定非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
特別児童扶養手当等支給事務非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
希望が丘学園非常勤医師	日額 五〇、〇〇〇円
子ども相談センター非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
児童扶養手当支給事務非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
児童相談派遣専門職	月額 二二一、二〇〇円
児童虐待対応総括専門職	月額 二二一、二〇〇円
里親対策総括専門職	月額 二二一、二〇〇円
女性相談センター非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
わかあゆ学園非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
国民健康保険医療指導監査医	日額 一三、七〇〇円
地域福祉国保課非常勤医師	月額 一四九、七〇〇円
後期高齢者医療障害認定審査医	日額 一三、八〇〇円
生活保護医療扶助精神科非常勤医師	月額 八二、〇〇〇円

生活保護医療扶助非常勤医師	月額 五五、〇〇〇円
企業立地総括専門職	月額 二二二、二〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤講師	授業一時限(九十分)につき 三四、〇〇〇円
国際情報科学芸術アカデミー非常勤講師	月額 四四〇、〇〇〇円 又は授業一時限(九十分)につき 三三、〇〇〇円
貸金業監督・債権管理業務アドバイザー	月額 二〇九、五〇〇円
職業能力開発校講師	授業一時間につき 五、八五〇円
国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校非常勤講師	授業一時限(五十分)につき 一六、五〇〇円
農業大学校非常勤講師	月額 一七八、六〇〇円 又は授業一時間につき 五、八五〇円
農業大学校非常勤医師	月額 一三、七〇〇円
国際園芸アカデミー非常勤講師	授業一時限(九十分)につき 三三、〇〇〇円
土地改良登記事務総括専門職	月額 二二二、二〇〇円
森林文化アカデミー非常勤講師	授業一時限(九十分)につき 三三、〇〇〇円
林木育種事業地管理業務専門職	月額 二二二、二〇〇円
土地収用等事業紛争あつせん委員	月額 一〇、〇〇〇円
土地収用等事業紛争仲裁委員	月額 一〇、〇〇〇円
登記事務総括専門職	月額 二二二、二〇〇円
土木技術総括専門職	月額 二二二、二〇〇円
土地価格審査専門職	月額 一〇、〇〇〇円
建築確認事務総括専門職	月額 二二二、二〇〇円
構造計算専門員	月額 三三、五〇〇円
建築構造専門委員	月額 一〇、〇〇〇円
教職員保健管理医	年額 四七、〇〇〇円
学校非常勤医師	月額 一〇、〇〇〇円
銃砲刀剣類登録審査委員	月額 一〇、〇〇〇円
高山陣屋総括説明専門職	月額 二二二、二〇〇円
現代陶芸美術館副館長	月額 三三三、三〇〇円
学校医	予算の範囲内で知事が定める額
学校歯科医	予算の範囲内で知事

ボイラー等管理業務専門職	学校用務専門職	防災施設管理専門職	防災指導専門職	報道業務専門職	広報業務専門職	秘書業務専門職	契約事務総括専門職	食品安全相談員	労働関係紛争あつせん員	警察学校教育参与	警察精神保健相談非常勤医師	警察職員健康管理医	警察非常勤医師	学校薬剤師	が定める額
月額 一三八、四〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一五三、八〇〇円	月額 二二一、二〇〇円	月額 二二五、四〇〇円	日額 一〇、〇〇〇円	月額 一七八、六〇〇円	日額 一三、七〇〇円	月額 一五九、四〇〇円	日額 一三、七〇〇円	年額 一五三、〇〇〇円	
行政職給料表二級の職務にある者の例による。															
在住外国人行政相談員	旅券事務専門職	通訳専門職	観光物産アドバイザー	手話通訳専門職	県有財産管理事務専門職	警備業務専門職	庁舎管理事務専門職	家屋評価事務専門職	税務事務専門職	行政相談事務専門職	学芸業務専門職	文書審査管理専門職	情報公開事務専門職	叙勲事務専門職	
勤務一時間につき 二、〇〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一九三、二〇〇円	月額 一六〇、五〇〇円	日額 八、四〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一三八、四〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)	月額 一三八、四〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一六一、五〇〇円	月額 一七八、六〇〇円	月額 一五三、八〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一六〇、五〇〇円	

衛生検査業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
依頼試験等業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
圃場等管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
鶏舎管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
畜産管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
水産管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
統計調査員	予算の範囲内で知事が定める額
宗教法入業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
NPO施策推進専門職	月額 一三八、四〇〇円
消費生活相談員	月額 一七〇、二〇〇円
県民生活相談員	月額 一七八、六〇〇円
廃棄物監視指導専門職	月額 一五六、〇〇〇円
傷病野生鳥獣治療非常勤獣医師	月額 二〇〇、三〇〇円
自然保護員	月額 一三八、四〇〇円
乗鞍環境パトロール員	予算の範囲内で知事が定める額
青少年育成推進指導員	予算の範囲内で知事

立入調査員	が定める額
被害青少年相談員	月額 一五三、八〇〇円 又は日額 一〇、〇〇〇円
青少年育成専門職	月額 一五三、八〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)
出展指導専門職	月額 一五三、八〇〇円
人権啓発指導員	月額 一五九、七〇〇円
農地・薬草園管理専門職	月額 一三八、四〇〇円
健康食品保健指導専門職	月額 一五三、八〇〇円
健康管理専門職	月額 一五九、七〇〇円
医療安全相談員	月額 一五三、八〇〇円
県立看護大学非常勤保健師	月額 一五九、七〇〇円
県立看護大学非常勤司書	月額 一三八、四〇〇円
県立看護大学教務専門職	月額 一三八、四〇〇円
県立看護大学管理用務専門職	月額 一三八、四〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)

県立病院非常勤看護師	県立病院非常勤助産師	県立病院非常勤准看護師	県立病院未収金整理業務専門職	県立病院相談業務専門職	県立病院臨床心理業務専門職	県立病院健康診断業務専門職	県立病院非常勤薬剤師	県立病院警備業務専門職							
月額 一八六、七〇〇円 又は勤務一時間につき 二、二七〇円 (深夜の割増賃金を含む。)	月額 一八六、七〇〇円 又は勤務一時間につき 二、二七〇円 (深夜の割増賃金を含む。)	月額 一五〇、五〇〇円 又は勤務一時間につき 一、九四〇円 (深夜の割増賃金を含む。)	月額 一三八、四〇〇円	月額 一五三、八〇〇円	月額 一七六、八〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一七六、一〇〇円	月額 一三八、四〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)							
県立病院非常勤看護助手	県立病院窓口業務専門職	県立病院診療情報管理業務専門職	県立病院非常勤臨床検査技師	県立病院非常勤診療放射線技師	県立病院後期臨床研修医師	県立病院臨床研修医師	県立病院健康診断非常勤保健師	県立病院非常勤歯科衛生業務専門職	県立病院治験情報管理業務専門職	県立病院医事業務専門職	県立病院施設管理業務専門職	県立病院医療クラーク業務専門職	成人病登録業務専門職	心のダイヤル相談員(医師を除く。)	不妊専門相談員
月額 一三八、四〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一四八、〇〇〇円	月額 一六五、〇〇〇円	月額 一六五、〇〇〇円	月額 四五〇、〇〇〇円	月額 三〇〇、〇〇〇円	月額 一五九、七〇〇円	月額 一五〇、八〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一六〇、九〇〇円	月額 一五九、七〇〇円	月額 一五三、八〇〇円	月額 一五三、八〇〇円

動物愛護管理専門職	月額 一八二、六〇〇円	九、三〇〇円
保健衛生非常勤獣医師	月額 二二一、五〇〇円	
介護報酬専門職	月額 一七〇、二〇〇円	
希望が丘学園非常勤薬剤師	月額 一七六、一〇〇円	
希望が丘学園非常勤看護師	月額 一八六、七〇〇円	
希望が丘学園非常勤理学療法士	月額 一六五、〇〇〇円	
希望が丘学園宿日直業務非常勤医師	勤務一回につき、宿直にあつては二五、六〇〇円(深夜の割増賃金を含む)、日直にあつては一七、七〇〇円 ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該額の半額	
希望が丘学園非常勤保育士	月額 一五三、八〇〇円	
希望が丘学園非常勤調理師	月額 一四二、八〇〇円	
発達障害者支援センター発達相談員	月額 一七六、八〇〇円	
補装具業務専門職	月額 一五三、八〇〇円	
身体障害者相談員	予算の範囲内で知事が定める額	
知的障害者相談員	予算の範囲内で知事が定める額	
児童保護措置費負担金債権管理専門職	月額 一三八、四〇〇円	
子ども相談センター保健指導専門職	月額 一五九、七〇〇円	
一時保護児童学習指導専門職	月額 一五三、八〇〇円	
児童心理相談員	月額 一六一、二〇〇円	
家庭支援子ども電話相談員	月額 一五三、八〇〇円	
子ども相談センター施設業務専門職	月額 一五三、八〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)	
児童虐待対応専門職	月額 一五三、八〇〇円	
女性相談員	月額 一三八、四〇〇円	
女性心理相談員	月額 一五三、八〇〇円	
女性支援電話相談員	月額 一三八、四〇〇円	
女性支援業務専門職	月額 一三八、四〇〇円	
同伴児童指導員	月額 一三八、四〇〇円	
わかあゆ学園調理業務専門職	月額 一四二、八〇〇円	
わかあゆ学園施設業務専門職	月額 一五三、八〇〇円	

職業訓練指導専門職	向上訓練推進専門職	産業経済対策専門職	勤司書	情報科学芸術大学院大学非常勤専門職	情報科学芸術大学院大学情報支援専門職	情報科学芸術大学院大学非常勤看護師	情報科学芸術大学院大学メディア文化センター研究員	情報科学芸術大学院大学システム管理業務専門職	戦没者遺族相談員	戦傷病者相談員	就労支援員	援護事務専門職	国民健康保険医療給付専門指導員	母子自立支援員	わかあゆ学園非常勤栄養士	(深夜の割増賃金を含む。)	
月額 一七一、〇〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	日額 八、七五〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 二二三、六〇〇円	月額 一五三、八〇〇円	月額 二二三、六〇〇円	月額 一七六、八〇〇円	年額 二五、一〇〇円	年額 二五、一〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一七〇、二〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 六九、二〇〇円	(深夜の割増賃金を含む。)	
地域雇用対策専門職	職業能力開発校施設管理業務専門職	障害者職業訓練コーディネーター	産業人材育成コーディネーター	ものづくり人材育成コーディネーター	農業経営基盤強化措置特別会計所属国有財産管理員	果樹病害虫発生予察事業調査員	病害虫防除員	農業大学校施設管理業務専門職	国際園芸アカデミー学校施設業務専門職	土地改良登記事務専門職	森林文化アカデミー施設業務専門職	森林文化アカデミー学校事務専門職	森林文化アカデミー短期技術研修等専門職				
月額 一五三、八〇〇円	月額 一三八、四〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)	日額 七、九一八円	日額 七、八六〇円	日額 七、八六〇円	月額 七、八六〇円	月額 七、八六〇円	月額 七、八六〇円	月額 一三八、四〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)	月額 一三八、四〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一三八、四〇〇円	月額 一三八、四〇〇円				

森林地理情報処理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円	建設業事務専門職	月額 一三八、四〇〇円	登記事務専門職	月額 一三八、四〇〇円	契約事務専門職	月額 一三八、四〇〇円	道路通行規制管理員	年額 三〇、〇〇〇円 ただし、通行規制業務に従事した場合は、日出前又は日没後の業務一回につき七八〇円を、日出から日没までの業務一回につき五二〇円を当該年額に加算した額	道路管理業務専門職	月額 一七〇、二〇〇円	排水機管理専門職	月額 一三八、四〇〇円	河川施設管理専門職	月額 一三八、四〇〇円	ダム施設管理専門職	月額 一三八、四〇〇円	ひ門管理員	月額 一四、四〇〇円 ただし、岐阜県ひ門管理員設置規則(昭和三十八年岐阜県規則第百二十五号)第ニ条の水位調査に従事した場合は、日出				
国土調査・土地取引調査事務専門職	前又は日没後の調査一回につき七八〇円を、日出から日没までの調査一回につき五二〇円を当該月額に加算した額	建築確認事務専門職	月額 一三八、四〇〇円	議会警備業務専門職	月額 一三八、四〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)	県立学校非常勤講師	授業一時間につき 五、四〇〇円	市町村立定時制高等学校非常勤講師	授業一時間につき 四、一五〇円	公立幼稚園新規採用教員研修指導員	勤務一時間につき 二、八〇〇円	市町村立小中学校非常勤講師	勤務一時間につき 二、八〇〇円	学習指導要領時数増対応非常勤講師	勤務一時間につき 二、八〇〇円	県立学校業務専門職	月額 一三八、四〇〇円	県立学校事務専門職	月額 一三八、四〇〇円	県立学校実習補助専門職	月額 一三八、四〇〇円	県立学校介護専門職	月額 一三八、四〇〇円

給食業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
教育支援相談員	月額 一五三、八〇〇円
外国語指導助手	月額 三〇〇、〇〇〇円 ただし、これに租税 が課せられる場合に は、その租税の額に 相当する額を当該月 額に加算した額
理科支援員等配置事業コードイ ネーター	月額 一五三、八〇〇円
理科支援員等配置事業業務専 門職	月額 一三八、四〇〇円
スクールカウンセラー	勤務一時間につき 五、〇〇〇円
カウンセリング相談員	勤務一時間につき 三、五〇〇円
スクール相談員	勤務一時間につき 二、〇〇〇円
子どもと親の相談員	勤務一時間につき 一、〇〇〇円
生徒指導推進協力員	勤務一時間につき 一、〇〇〇円
外国人児童生徒適応指導員	勤務一時間につき 二、〇〇〇円
教育相談業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
いじめ問題電話相談業務専門 職	月額 一五三、八〇〇円
青少年教育指導専門職	月額 二〇七、〇〇〇円
家庭教育推進専門職	月額 一七〇、二〇〇円
図書館司書業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
分布図センター教育普及業務 専門職	月額 一五三、八〇〇円
特別天然記念物カモシカ巡視 員	日額 四、二〇〇円
文化財保護巡視員	日額 二、一〇〇円
高山陣屋説明専門職	月額 一四八、〇〇〇円
高山陣屋学芸業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
高山陣屋管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
高山陣屋警備業務専門職	月額 一三八、四〇〇円 (深夜の割増賃金を 含む。)
博物館学芸業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
博物館管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
美術館普及業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
美術館学芸業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
美術館管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
現代陶芸美術館学芸業務専門 職	月額 一五三、八〇〇円

現代陶芸美術館管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円	スポーツ国際交流員	月額 三〇〇、〇〇〇円 ただし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を当該月額に加算した額	警察安全相談員	月額 一六九、九〇〇円	警察情報公開窓口専門職	月額 一六九、九〇〇円	警察職員相談事務専門職	月額 二八〇、七〇〇円	地域安全巡回指導教育専門職	月額 一四八、〇〇〇円	地域安全活動総括アドバイザー	月額 二八〇、七〇〇円	地域安全活動アドバイザー	月額 一六九、九〇〇円	交番相談員	月額 一六九、九〇〇円	少年相談総括アドバイザー	月額 二八〇、七〇〇円	少年相談アドバイザー	月額 一六九、九〇〇円	MSリーダーズ支援アドバイザー	月額 一六九、九〇〇円	スクールサポーター	月額 一六九、九〇〇円	環境監視活動アドバイザー	月額 一六九、九〇〇円	
捜査情報分析事務専門職	月額 一六九、九〇〇円	手口業務専門職	月額 一六九、九〇〇円	被害回復アドバイザー	月額 一六九、九〇〇円	社会復帰アドバイザー	月額 一六九、九〇〇円	交通安全教育専門職	月額 一三八、四〇〇円	外国人交通安全教育指導員	月額 一五三、八〇〇円	交通聴聞専門職	月額 二八〇、七〇〇円	運転免許更新事務専門職	月額 一三八、四〇〇円	初心運転者講習専門職	月額 一五三、八〇〇円	取消処分者講習専門職	月額 一五三、八〇〇円	育児休業推進職	月額 二二四、九〇〇円	宿日直業務専門職	月額 三、五〇〇円 勤務一回につき、宿直にあつては八、七〇〇円(深夜の割増賃金を含む)、日直にあつては五、六〇〇円 ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、三、五〇〇円					

国際交流員	月額 三〇〇、〇〇〇円
	ただし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を当該月額に加算した額
調理業務専門職	月額 一四二、八〇〇円

本則第二号の表備考第三項中「六本木センター観光物産アドバイザー」を「叙勲事務専門職及び観光物産アドバイザー」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間における本則第二号の表の規定の適用については、同表中次の表の上欄に掲げる職に係る同表中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

広報アドバイザー	一五七、〇〇〇円	一五一、五〇五円
岐阜県競馬管理専門職	四一八、九〇〇円	三九八、〇〇二円
職員研修業務総括専門職	二二一、二〇〇円	二二二、四〇〇円
業務案内専門職	二二一、二〇〇円	二二二、四〇〇円
税務事務コーディネーター	三三三、三〇〇円	三二四、九九九円
税務事務総括専門職	二二一、二〇〇円	二二二、四〇〇円
衛生環境技術指導員	二二一、二〇〇円	二二二、四〇〇円
産業技術指導員	二二一、二〇〇円	二二二、四〇〇円
セラミックス技術指導員	二二一、二〇〇円	二二二、四〇〇円
畜産技術指導員	二二一、二〇〇円	二二二、四〇〇円
水産技術指導員	二二一、二〇〇円	二二二、四〇〇円
研究開発推進専門職	二五九、三〇〇円	二五〇、二二五円
NPO施策推進総括専門職	二二一、二〇〇円	二二二、四〇〇円
県民生活総括相談員	二二一、二〇〇円	二二二、四〇〇円

浄化槽管理指導専門職	二二二、二〇〇円	二二二、四〇〇円
埋立適正化推進員	二二二、二〇〇円	二二二、四〇〇円
県立病院診療報酬請求業務専門職	二〇九、五〇〇円	二〇二、二二五円
児童相談派遣専門職	二二二、二〇〇円	二二二、四〇〇円
児童虐待対応総括専門職	二二二、二〇〇円	二二二、四〇〇円
里親対策総括専門職	二二二、二〇〇円	二二二、四〇〇円
企業立地総括専門職	二二二、二〇〇円	二二二、四〇〇円
国際情報科学芸術アカデミー非常勤講師	四四〇、〇〇〇円	四二四、六〇〇円
貸金業監督・債権管理業務アドバイザー	二〇九、五〇〇円	二〇一、一六八円
農業大学校非常勤講師	一七八、六〇〇円	一七二、三四九円
土地改良登記事務総括専門職	二二二、二〇〇円	二二二、四〇〇円
林木育種事業地管理業務専門職	二二二、二〇〇円	二二二、四〇〇円
登記事務総括専門職	二二二、二〇〇円	二二二、四〇〇円
土木技術総括専門職	二二二、二〇〇円	二二二、四〇〇円
建築確認事務総括専門職	二二二、二〇〇円	二二二、四〇〇円
高山陣屋総括説明専門職	二二二、二〇〇円	二二二、四〇〇円
現代陶芸美術館副館長	三三三、三〇〇円	三二四、九九九円
警察学校教育参与	一七八、六〇〇円	一七二、三四九円
食品安全相談員	二二五、四〇〇円	二〇六、八五六円
契約事務総括専門職	二二二、二〇〇円	二二二、四〇〇円
秘書業務専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
広報業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
報道業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
防災指導専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
防災施設管理専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
学校用務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円

ポイラー等管理業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
叙勲事務専門職	一六〇、五〇〇円	一五五、七〇〇円
情報公開事務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
文書審査管理専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
学芸業務専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
行政相談事務専門職	一七八、六〇〇円	一七一、三四九円
税務事務専門職	一六一、五〇〇円	一五五、八四八円
家屋評価事務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
庁舎管理事務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
警備業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
県有財産管理事務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
観光物産アドバイザー	一六〇、五〇〇円	一五五、七〇〇円
通訳専門職	一九三、二〇〇円	一八六、四三八円
旅券事務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
衛生検査業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
依頼試験等業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
圃場等管理業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
鶏舎管理業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
畜産管理業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
水産管理業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
宗教法人業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
NPO施策推進専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
消費生活相談員	一七〇、二〇〇円	一六四、二四三円
県民生活相談員	一七八、六〇〇円	一七一、三四九円
廃棄物監視指導専門職	一五六、〇〇〇円	一五〇、五四〇円
傷病野生鳥獣治療非常勤獣医師	二〇〇、三〇〇円	一九三、四五八円
自然保護員	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
被害青少年相談員	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
青少年育成専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
出展指導専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
人権啓発指導員	一五九、七〇〇円	一五四、一一一円
農地・薬草園管理専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
健康食品保健指導専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
健康管理専門職	一五九、七〇〇円	一五四、一一一円
医療安全相談員	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
県立看護大学非常勤保健師	一五九、七〇〇円	一五四、一一一円
県立看護大学非常勤司書	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
県立看護大学教務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
県立看護大学管理用務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
県立病院未収金整理業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
県立病院健康診断業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
県立病院警備業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
県立病院非常勤看護助手	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
県立病院窓口業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
県立病院治療情報管理業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
県立病院医事業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
県立病院施設管理業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
県立病院医療クレーン業務専門職	一六〇、九〇〇円	一五五、三一六円
成人病登録業務専門職	一五九、七〇〇円	一五四、一一一円
心のダイヤル相談員（医師を除く。）	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
動物愛護管理専門職	一八一、六〇〇円	一七五、四二二円
保健衛生非常勤獣医師	二一一、五〇〇円	二〇四、六五八円

介護報酬専門職	一七〇、二〇〇円	一六四、二四三円
希望が丘学園非常勤保育士	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
希望が丘学園非常勤調理師	一四二、八〇〇円	一三七、八〇二円
補装具業務専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
児童保護措置費負担金債権管理専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
子ども相談センター保健指導専門職	一五九、七〇〇円	一五四、一一一円
一時保護児童学習指導専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
児童心理相談員	一六二、二〇〇円	一五六、五七二円
家庭支援子ども電話相談員	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
子ども相談センター施設業務専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
児童虐待対応専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
女性相談員	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
女性心理相談員	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
女性支援電話相談員	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
女性支援業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
同伴児童指導員	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
わかあゆ学園調理業務専門職	一四二、八〇〇円	一三七、八〇二円
わかあゆ学園施設業務専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
母子自立支援員	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
国民健康保険医療給付専門指導員	一七〇、二〇〇円	一六四、二四三円
援護事務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
就労支援員	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
情報科学芸術大学院大学システム管理業務専門職	一七六、八〇〇円	一七〇、六一二円
情報科学芸術大学院大学メディア文化センター研究員	二二三、六〇〇円	二〇六、一四八円
情報科学芸術大学院大学非常勤看護師	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
情報科学芸術大学院大学情報支援専門職	二二三、六〇〇円	二〇六、一四八円
情報科学芸術大学院大学非常勤司書	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
向上訓練推進専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
職業訓練指導専門職	一七一、〇〇〇円	一六五、〇一五円
地域雇用対策専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
職業能力開発校施設管理業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
農業大学校施設管理業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
国際園芸アカデミー学校施設業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
土地改良登記事務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
森林文化アカデミー施設業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
森林文化アカデミー学校事務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
森林文化アカデミー短期技術研修等専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
森林地理情報処理業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
建設業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
登記事務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
契約事務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
道路管理業務専門職	一七〇、二〇〇円	一六四、二四三円
排水機管理専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
河川施設管理専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
ダム施設管理専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
国土調査・土地取引調査事務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
建築確認事務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
議会警備業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
県立学校業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
県立学校事務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円

県立学校実習補助専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
県立学校介護専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
給食業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
教育支援相談員	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
理科支援員等配置事業コーディネーター	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
理科支援員等配置事業業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
教育相談業務専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
いじめ問題電話相談業務専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
青少年教育指導専門職	二〇七、〇〇〇円	二〇〇、三三三円
家庭教育推進専門職	一七〇、二〇〇円	一六四、二四三円
図書館司書業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
分佈図センター教育普及業務専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
高山陣屋説明専門職	一四八、〇〇〇円	一四一、八二〇円
高山陣屋学芸業務専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
高山陣屋管理業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
高山陣屋警備業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
博物館学芸業務専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
博物館管理業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
美術館普及業務専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
美術館学芸業務専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
美術館管理業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
現代陶芸美術館学芸業務専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
現代陶芸美術館管理業務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
警察安全相談員	一六九、九〇〇円	一六三、九五四円
警察情報公開窓口専門職	一六九、九〇〇円	一六三、九五四円
警察職員相談事務専門職	二八〇、七〇〇円	二六三、八五八円

地域安全巡回指導教育専門職	一四八、〇〇〇円	一四一、八二〇円
地域安全活動総括アドバイザー	二八〇、七〇〇円	二六三、八五八円
地域安全活動アドバイザー	一六九、九〇〇円	一六三、九五四円
交番相談員	一六九、九〇〇円	一六三、九五四円
少年相談総括アドバイザー	二八〇、七〇〇円	二六三、八五八円
少年相談アドバイザー	一六九、九〇〇円	一六三、九五四円
MSリーダース支援アドバイザー	一六九、九〇〇円	一六三、九五四円
スクールサポーター	一六九、九〇〇円	一六三、九五四円
環境監視活動アドバイザー	三九、〇〇〇円	三七、六三三円
捜査情報分析事務専門職	一六九、九〇〇円	一六三、九五四円
手口業務専門職	一六九、九〇〇円	一六三、九五四円
被害回復アドバイザー	一六九、九〇〇円	一六三、九五四円
社会復帰アドバイザー	一六九、九〇〇円	一六三、九五四円
交通安全教育専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
外国人交通安全教育指導員	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
交通聴聞専門職	二八〇、七〇〇円	二六三、八五八円
運転免許更新事務専門職	一三八、四〇〇円	一三三、五五六円
初心運転者講習専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
取消処分者講習専門職	一五三、八〇〇円	一四八、四一七円
育児休業推進職	二二四、九〇〇円	二〇七、三七九円
調理業務専門職	一四一、八〇〇円	一三七、八〇二円

附則第三項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十八号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表地方教育機関(岐阜県会計職員に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第三十一号)第二条第二号に規定する地方機関である教育機関等をいう。以下この項において同じ。)の長の項第一号中「飛騨特別支援学校高山日赤分校」の下に「及び飛騨特別支援学校下呂分校、博物館にあつてはミュージアムひだ」を加え、同項第二号中「岐阜県予算編成執行規則」を「地方教育機関に係る事務で岐阜県予算編成執行規則」に改め、同項第三号中「地方教育機関に係る」の下に「事務で」を加え、同項第四号中「地方教育機関に係る」の下に「事務で」を加え、同項第五号中「生産物」を「地方教育機関に係る事務で生産物」に改め、同表警察本部長の項第七号中「岐阜県手数料徴収条例(平成十二年岐阜県条例第三号)別表第一五十九の項」を「岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)別表第一七の表」に改め、同表警察署長の項第六号中「岐阜県手数料徴収条例別表第一六の項、十七の項、二十五の項及び六十四の項」を「岐阜県警察関係手数料徴収条例別表第一一の表、二の表、四の表、六の表及び八の表」に改め、「同表五十五の項に規定する手数料(古式銃砲等登録申請手数料、古式銃砲等登録証再交付手数料及び刀剣類製作承認申請手数料を除く。)」を削り、「同表五十九の項」を「別表第一七の表」に改める。

第三条の表教育長の項中第八十五号を第八十六号とし、第八十四号の次に次の一号を加える。

八十五 岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十五号)別表に規定する手数料の減免に関すること。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十九号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二西濃振興局揖斐事務所長の部一の項第一号中「揖斐農林事務所」を「西濃保健所揖斐センター、揖斐農林事務所」に改め、同表郡上土木事務所長の部を削る。別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部八の項事務の種類欄及び九の項事務の種類欄中「産業労働観光部」を「商工労働部」に改め、同部十の項事務の種類欄、十二の項事務の種類欄、十三の項事務の種類欄及び十四の項事務の種類欄中「事務」の下に「(岐阜振興局長、西濃振興局揖斐事務所長及び中濃振興局中濃事務所長を除く。)」を加え、同部十五の項第三号中「事業計画の変更若しくは事業の中止について指導し、要請し、又は事前協議を求めるよう事業者に対し通知」を「開発協議を求める旨を事業者に対し通知し、又は事業計画の変更若しくは事業の中止について指導」に改め、同部十七の項第一号中「行程検査」を「工程検査」に改め、同項第二号中「補助金交付申請等を審査し、」を「負担金交付申請等の受付」に改め、同部十七の項の次に次のように加える。

<p>十七の二 旅行業法(昭和二十七年法律第二百二十九号)以下この項中「法」といふは、旅行業法施行令(昭和四十六年政令第三百三十八号)以下この項中</p>	<p>1 法第五条第一項(法第六条の三第二項及び第六条の四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定により旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録すること及び法第五条第二項の規定により登録の申請者に関する事項(施行令第五条第一項から第三項までの規定により知事が処理することとされているものに限る。次号から第十六号までにおいて同じ。)</p> <p>2 法第六条第一項の規定により登録を拒否すること及び同条第二項の規定により登録の申請者に関する事項。</p> <p>3 法第六条の四第四項の規定により届出があつた事項を旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録すること。</p>
---	--

<p>別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十八の項第一号中「する」との下に「(若石採取場の所在地が二以上の振興局(振興局に置かれる事務所を含む)の所管区域にわたるものを除く。以下この項において同じ。)」を加え、同部三十九の項</p>	<p>「施行令」という。)及び旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十二号以下この項中「施行規則」という。)の施行に関する事務</p> <p>4 法第七条第四項の規定により届出をすべき旨の催告をすること及び同条第五項の規定により登録を取り消すこと。</p> <p>5 法第十条の規定により取引額の報告を受けること。</p> <p>6 法第十五条第一項から第三項までの規定により事業の廃止等の届出を受けること。</p> <p>7 法第十八条第二項の規定により営業保証金の供託をした旨の届出を受けること。</p> <p>8 法第十八条の三の規定により旅行者に対し業務の改善を命ずること。</p> <p>9 法第十九条第一項の規定により業務の全部又は一部の停止を命ずること又は登録を取り消すこと。</p> <p>10 法第十九条第二項の規定により登録を取り消し、及び同条第三項において準用する法第六条第二項の規定によりその旨を通知すること。</p> <p>11 法第二十条第一項又は第二項の規定により登録を抹消すること。</p> <p>12 法第二十一条の規定により旅行者登録簿等を公衆の閲覧に供すること。</p> <p>13 法第二十三条第一項の規定により旅行者等又はその代理人の意見を聴取すること並びに同条第二項の規定により処分をしようとする理由等を通知し、及び意見の聴取の期日等を公示すること。</p> <p>14 法第二十三条の二第一項の規定により聴聞を行うこと並びに同条第二項の規定により行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をし、及び聴聞の期日等を公示すること。</p> <p>15 法第二十五条の規定により旅行関連業務従事者が組織する団体の届出を受けること。</p> <p>16 法第二十六条の規定による報告徴収及び立入検査を行うこと。</p> <p>17 施行規則第四条の二第三項から第五項までの規定により、変更登録申請の提出があつた場合に登録行政庁等に通知し、又は送付すること(施行規則第五条第三項において準用する場合を含む。)</p>
--	--

<p>第一号中「すること」の下に「(砂利採取場の所在地が二以上の振興局(振興局に置かれる事務所を含む)の所管区域にわたるものを除く。以下この項において同じ。)」を加え、同部四十三の項を削り、同部四十四の項を四十三の項とし、四十五の項から四十九の項までを一項ずつ繰り上げ、同表振興局長及び西濃振興局揖斐事務所長の部二の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同部五の項中第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、同項第十五号中「により必要と認める事項の報告を求め、又は職員をして立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせる」を「による報告徴収、立入検査等をし、及び同条第三項の規定による改善勧告をする」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、同項第十二号中「振興局長に限る。第十三号において同じ。)」を削り、同号を同項第十四号とし、同項第十一号の次に次の二号を加える。</p> <p>12 法第三十四条の十一の規定により一時預かり事業(保育所に併設して実施するものを除く。)に係る届出を受けること。</p> <p>13 法第三十四条の十三第一項の規定により必要と認める事項の報告を求め、又は職員をして質問をさせ、若しくは立ち入り、必要な調査をさせること。</p> <p>別表第三振興局長及び西濃振興局揖斐事務所長の部八の項第二号を削り、同部九の項第一号中「若しくは子育て短期支援事業」を「子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業若しくは地域子育て支援拠点事業」に改め、同表精神保健福祉センター所長の部一の項に次の一号を加える。</p> <p>8 法第四十五条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付申請に係る決定及び交付を行うこと(申請者の居住地が岐阜市である場合に限る。)</p> <p>別表第三精神保健福祉センター所長の部に次のように加える。</p>	<p>二 障害者自立支援法(以下この項中「法」という。)及び障害者自立支援法施行令(以下この項中「施行令」という。)の施行に関する事務</p> <p>1 法第五十四条の規定により支給認定をすること(申請者の居住地が岐阜市である場合に限る。以下この項において同じ。)</p> <p>2 法第五十六条の規定により支給認定の変更の認定をすること。</p> <p>3 法第五十七条の規定により支給認定を取り消すこと。</p> <p>4 施行令第三十二条の規定により変更の届出を受けること。</p> <p>5 施行令第三十三条の規定により医療受給者証を再交付すること。</p>
--	---

別表第三農林事務所長の部十七の項第六号及び二十五の項第一号中「第二百三十八条の第四項」を「第二百三十八条の第四第七項」に改め、同表家畜保健衛生所長の部一の項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同表土木事務所長の部二の項事務の種類の中「法」という。「の下に「建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下この項中「令」という。）」を加え、同項第三号中「規定により」の下に「令第三条に規定する」を加え、同項第四号中「建設業許可業者に対し、許可証明書」を「建設業の許可を受けている旨の証明書又は確認書」に改め、同部十八の項第十号中「第十三条第一項」を「第十三条」に改め、同部中二十四の項を削り、二十五の項を二十四の項とし、同部二十六の項事務の種類の中「事務」の下に「（建築物以外の工作物に係る事務に限る。）」を加え、同項を同部二十五の項とし、同部二十七の項第一号中「第二百三十八条の第四項」を「第二百三十八条の第四第七項」に改め、同項を同部二十六の項とし、同部中二十八の項を二十七の項とし、二十九の項を二十八の項とし、同表建築事務所の一部一の項第六号中「第二十六条の第二項」の下に「において準用する法第十条の十三第二項」を加え、同部二の項第二十六号中「第十八条第十四項」を「第十八条第二十三項」に改め、同部十五の項事務の種類の中「事務」の下に「（建築物に係る事務に限る。）」を加え、同表県立病院の長の部中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を二の項とし、四の項を三の項とし、同表身体障害者更生相談所長の部一の項事務の種類の中「の修理」を削り、同項第一号中「修理の代金の額を決定」を「新規支給、再支給及び修理に係る医学的判定を」に改め、同部二の項第二号を削り、同表国際たくみアカデミー校長及び木工芸術スクール校長の一部一の項事務の種類の中「生産物の処分」を「収入及び支出等」に改め、同部二の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一款 岐阜県阿多岐ダム管理事務所（第百三十八条 第百四十条）」を「第三十一款 削除」に改める。

第四条の表危機管理課の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 自衛隊との連携及び調整に関する事（防災課の所掌に属するものを除く。）。

第四条の表防災課の項第五号中「自衛官の募集等に」を削る。

第五条の表行政改革課の項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 指定管理者制度に関する事。

第五条の表管財課の項第七号中「乗合自動車管理特別会計」を「乗用自動車管理特別会計」に改める。

第六条の表総合政策課の項第四号中「長期構想の策定」を「政策研究」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同表市町村課の項第九号を削り、同表地域振興課の項を削り、同表国際課の項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 海外戦略の総括及び関連事業の進捗管理に関する事。

第六条の表統計課の項第一号中「指定統計調査」を「基幹統計調査」に改め、同項第二号中「岐阜県統計調査」を「県統計調査」に改め、同項第四号中「統計情報その他行政資料」を「統計資料」に改め、同表に次のように加える。

<p>観光・ブランド振興課</p>	<p>一 観光産業の振興に関する事。 二 産業観光、国際観光、広域観光等に関する事。 三 イベント・コンベンションの振興に関する事。 四 旅行業に関する事。 五 観光情報の収集及び提供に関する事。 六 岐阜県ブランド戦略に関する事。 七 県産品の振興に関する事。 八 社団法人岐阜県観光連盟（平成四年六月二十五日に社団法人岐阜県観光連盟という名称で設立された法人をいう。）に関する事。</p>
<p>地域振興課</p>	<p>一 地域活性化の総合窓口・調整に関する事。 二 移住・定住対策に関する事。</p>

三 過疎地域の振興に関すること。
 四 まちづくり支援チームに関すること。
 五 ふるさとさつきふ再生基金に関すること。
 六 ふるさとさつきふ振興寄付金に関すること。
 七 他県等との広域連携に関すること。
 八 電源立地地域対策交付金(原子力分)に関すること。
 九 中部圏開発整備に関すること。
 十 首都機能移転に関すること。
 十一 振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

第六条に次の二項を加える。

2 総合企画部内に観光交流推進局を置く。

3 観光交流推進局は、観光・ブランド振興課及び地域振興課を所管する。

第七条の表廃棄物対策課の項第六号中「整備促進」を「設置等」に改め、同表地球環境課の項第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表男女参画青少年課の項第四号中「関すること」の下に「(教育委員会の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

少子化対策課

- 一 少子化対策の総合的な企画立案及び調整に関すること。
- 二 子育て支援に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- 三 仕事と家庭の両立支援に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

第七条の表人づくり文化課の項第九号中「歴史資料館、県政資料館」を削り、同項第十一号中「(教育委員会の所掌に属するものを除く。)」を削り、同表人権施策推進課の項第二号中「同和対策事業」を「同和施策」に改める。

第九条(見出しを含む。)中「産業労働観光部」を「商工労働部」に改め、同条の表産業政策課の項中「産業政策課」を「商工政策課」に改め、同項第一号及び第二号中「産業労働観光部」を「商工労働部」に改め、同項第三号中「産業労働観光政策」を「商工労働政策」に改め、同項第十四号を第十八号とし、第十一号から第十三号までを四号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の四号を加える。

- 十一 エネルギー対策の総合調整に関すること。
- 十二 岐阜県エネルギー長期需給計画に関すること。
- 十三 WABOT HOUSEプロジェクトに関すること。

十四 先端技術の推進に関すること。

第九条の表モノづくり振興課の項第六号中「アクティブG(TAKUMI工房に限る。)」を「知的財産」に改め、同項第七号から第十号までを削り、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、同表商業流通課の項第六号中「モノづくり振興課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同表観光・ブランド振興課の項を削る。

第十条第二項中「第十三号」を「第十二号」に改める。

第十一条の表林政課の項第十六号中「及び森林保全課」を削り、同表県産材流通課の項第六号を削り、同表森林整備課の項第十号中「林業の技術支援」を「特用林産物」に改め、「関すること」の下に「他の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第十二条第一項の表河川課の項第十一号中「阿多岐ダム管理事務所」を削る。

第十三条の表都市政策課の項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「土地利用」を「土地開発事業」に改め、同項第九号中「不動産鑑定士」を「不動産鑑定業者」に改め、同項第十号を同項第八号とし、同項第十号を第九号とし、第十一号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十八条第一項及び第二項中「都市建築部」を「農政部及び都市建築部」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 観光交流推進局に観光交流推進局長を置く。

2 観光交流推進局長は、上司の命を受け、観光交流推進局の分掌事務を掌理し、観光交流の推進その他特に命ぜられた事務について、各部等との総合的な調整を行い、これを総合的に処理する。

第二十条第一項の表三の項本庁組織の欄中「担当」の下に「必要と認められるものに限る。)」を加える。

第二十四条の表知事直轄組織の部秘書広報総括監の項を削り、同表総務部の部を削り、同表総合企画部の部次長(少子化対策担当)の項を削り、同表総合企画部の部の次に次のように加える。

環境生活部	次長(少子化対策担当)	一人	上司の命を受け、少子化対策の推進その他特に命ぜられた事務について、各部等との総合的な調整を行い、これを総合的に処理する。
-------	-------------	----	--

第二十四条の表産業労働観光部の部を次のように改める。

商工労働部	次長(企業連携担当)	一人	上司の命を受け、企業との連携の推進その他特に命ぜられた事務を総合的に処理する。
-------	------------	----	---

第二十四条の表農政部の部農業技監の項を削る。
第二十六条の表課等の部の次に次のように加える。

危機管理課	防災対策監	一人	上司の命を受け、防災に関し特に命ぜられた事務を処理する。
-------	-------	----	------------------------------

第二十六条の表防災課の部防災対策監の項中「二人」を「一人」に改め、同表法務・情報公開課の部を削り、同表管財課の部及び総合政策課の部を次のように改める。

総務事務センター	認定審査監	一人	上司の命を受け、手当の認定その他特に命ぜられた事務を処理する。
地域振興課	移住・定住対策監	一人	上司の命を受け、移住・定住対策の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条の表モノづくり振興課の部技術調整監の項を削り、同表企業誘致課の部中「二人」を「一人」に改め、同表観光・ブランド振興課の部を削り、同表道路維持課の

交通安全対策監	一人	上司の命を受け、交通安全事業の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	-------------------------------------

道路管理企画監	一人	上司の命を受け、道路の管理及び補修に関し特に命ぜられた事務を処理する。
交通安全対策監	一人	上司の命を受け、交通安全事業の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。

に改め、同表農政課の部検査監の項中「十二人」を「十三人」に改め、同部に

副検査監の項中「四人」を「三人」に改め、同表林政課の部検査監の項中「九人」を「十三人」に改め、同部副検査監の項中「九人」を「五人」に改める。

第三十条の表財政課の部を削り、同表人事課の部岐阜県行政機構審議会の項を削り、同表総合政策課の部を削り、同表市町村課の部の次に次のように加える。

観光・ブランド振興課	飛驒・美濃の観光を考える委員会	みんなでつくる観光王国飛驒・美濃条例(平成十九年岐阜県条例第三十九号)の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
------------	-----------------	--

第三十条の表観光・ブランド振興課の部を削り、同表医療整備課の部中岐阜県医療対策協議会の項を削り、歯科技工士試験委員の項の次に次のように加える。

岐阜県地方独立行政法人評価委員会	地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
------------------	--

第三十条の表保健医療課の部岐阜県成人病予防対策審議会の項を削り、同表地域福祉国保課の部岐阜県生活保護法医療扶助審議会の項を削り、同表農業振興課の部岐阜県農村地域工業導入促進審議会の項を削り、同表都市政策課の部岐阜県風致地区審議会の項を削る。

第三十三条の表一の項中第二十七号を第三十一号とし、第二十六号の次に次の四号を加える。

- 27 県産品の振興に関すること。
- 28 観光産業の振興に関すること。
- 29 産業観光、国際観光、広域観光等に関すること。
- 30 旅行業に関すること。

第三十三条の表五の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、第十四号から第十六号までを削り、第十七号を第十三号とし、第十八号を第十四号とする。

第三十五条第四項の表中「自動車税及び自動車取得税(軽自動車に係るものを除く。)(を「自動車取得税(軽自動車に係るものを除く。))及び自動車税」に改める。

第三十七条の表中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

第三十九条第二項中「衛生健康課」を「生活衛生課」に改める。

第四十条の表一の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同表二の項第一号中「関すること」の下に「(保健所に置かれる事務所を除く。次号及び第三号において同じ。)」を加え、同項第十二号中「関すること」の下に「(保健所に置かれる事務所にあつては、特定動物の使用許可に係る事務所を除く。)」を加え、同項第十八号中「中濃保健所」を削り、同項第十九号中「第十号及び第十一号」を「第九号」に、「関保健所及び恵那保健所」を「中濃保健所、恵那保健所及び保健所に置かれる事務所」に改め、同項に次の二号を加える。

20 一の項第七号及び第八号に掲げる事務(保健所に置かれる事務所に限る。)

21 一の項第十号に掲げる事務(中濃保健所及び恵那保健所に限る。)

第四十条の表三の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十五号中「第九号」を「第八号」に改め、同号を同項第十四号とし、同表四の項を削る。

第四十四条の表岐阜農林事務所、可茂農林事務所及び下呂農林事務所の項中「岐阜農林事務所」の下に「揖斐農林事務所、郡上農林事務所」を加え、「可茂農林事務所」の下に「恵那農林事務所」を加え、同表西濃農林事務所の項を削り、同表揖斐農林事務所、恵那農林事務所及び飛騨農林事務所の項中「揖斐農林事務所、恵那農林事務所」を「西濃農林事務所」に改め、同項中「森林保全課」を削り、同表郡上農林事務所の項を削る。

第四十五条第一項の表三の項第十四号中「揖斐農林事務所、恵那農林事務所」を削り、同表五の項第十五号中「揖斐農林事務所、郡上農林事務所、恵那農林事務所及び飛騨農林事務所を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同表六の項を削る。

第五十一条の表一の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表七の項第三号中「恵那土木事務所」を「郡上土木事務所、恵那土木事務所」に改める。

第五十六条第一項中「セラミックス研究所」を削り、同条第二項の表九の項中「昆虫機能研究部、微生物機能研究部」を「昆虫・微生物機能研究部」に改める。

第六十条第二項を削る。

第六十一条及び第六十二条を次のように改める。

第六十一条 削除

(所掌事務)

第六十二条 東京事務所の所掌事務は、県政に関連のある情報及び資料の収集提供及び調査に關することとする。

2 前項に規定するもののほか、東京事務所において処理する事務は、次のとおりとする。

一 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に關すること。

二 県有財産及び物品の管理に關すること。

第六十六条第二項を削る。

第六十七条及び第六十八条を次のように改める。

第六十七条 削除

(所掌事務)

第六十八条 名古屋事務所の所掌事務は、県政に関連のある情報及び資料の収集提供及び調査に關することとする。

2 前項に規定するもののほか、名古屋事務所において処理する事務は、次のとおりとする。

一 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に關すること。

二 県有財産及び物品の管理に關すること。

第七十条及び第七十一条を次のように改める。

第七十条 削除

(所掌事務)

第七十一条 職員研修所の所掌事務は、職員の研修に關することとする。

2 前項に規定するもののほか、職員研修所において処理する事務は、次のとおりとする。

一 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に關すること。

二 県有財産及び物品の管理に關すること。

第九十一条の表一の項科の欄中「総合内科」の下に「糖尿病・内分泌内科」を加え、「腎臓科」を「腎臓内科」に、「呼吸器科、消化器科」を「呼吸器内科、消化器内科、肝臓内科、血液内科、疼痛緩和内科」に改め、「救急科」の下に「小児救急科」を加え、「循環器科」を「循環器内科」に、「小児循環器科、新生児科」を「小児循環器内科、新生児内科」に改め、「消化器外科」の下に「乳腺外科、疼痛緩和外科」を、「心臓血管

外科」の下に、「小児外科、小児脳神経外科」を加え、「放射線科、腫瘍放射線治療科」を「放射線診断科、放射線治療科」に改め、「歯科口腔外科」の下に、「病理診断科、臨床検査科」を加え、同項部の欄中「ペインクリニック室」の下に、「感染症対策部」を加え、「病理診断部、臨床検査部」を削り、「がん治療センター部」を「がん医療センター部、消化器病センター」に改め、「化学療法部」の下に、「外来化学療法センター、がん相談支援センター、がん登録室」を、「治験管理センター部」の下に、「治験管理課」を、「診療情報管理部」の下に、「地域医療連携センター部」を、「退院調整室」の下に、「連携パス部」なんでも相談室、メタボリックシンドローム予防センター部を加え、同表二の項科の欄中「総合内科」を「内科」に、「膠原病・リウマチ内科」を「リウマチ科」に、「新生児科」を「新生児内科」に、「乳腺内分泌外科」を「乳腺・内分泌外科」に、「放射線腫瘍科」を「腫瘍放射線科」に改め、「口腔外科」の下に、「病理診断科、臨床検査科、救急科」を加え、同項部の欄中「看護部」を「小児外来部、小児病棟部、看護部」に改め、「病理診断部、臨床検査部」及び「救命救急センター部」を削り、同表三の項科の欄中「総合内科、腎臓科」を「内科、腎臓内科」に改め、「心療内科」を削り、「呼吸器科、消化器科、循環器科」を「呼吸器内科、消化器内科、循環器内科」に改め、「歯科口腔外科」の下に、「病理診断科、臨床検査科、救急科」を加える。

第九十六条の表二の項第四号を次のように改める。

4 精神障害者保健福祉手帳の判定及び交付に関すること。

第九十六条の表二の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び医療受給者証の交付に関すること。

第一百六条中「第二項及び第四項」を削る。

第一百七十七条第一項中「事務局」を「管理部」に改め、同条第二項中「事務局」を「管理部」に改め、「総務課及び」を削る。

第一百八条の表一の一部中「事務局」を「管理部」に改め、同部総務課の項を削り、同部教務課の項第三号中「卒業」を「修了」に改め、同表二の部生産技術科の項第二号及び建築科の項第二号中「実習室」を「実習場」に改め、同部訓練第一課の項第三号中「配管科」を「設備システム科」に、「住宅科」を「住宅建築科」に改め、同部訓練第二課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「及び自動車整備科」を削り、同号を同項第三号とし、同部開発援助課の項第三号を削り、同項第四号中「前三号

を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、国際たぐみアカデミーにおいて処理する事務は、次のとおりとする。

一 校内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。

二 県有財産及び物品の管理に関すること。

三 生産物の売払いに關すること。

第一百九条中「第二項及び第四項」を削る。

第二百一条中「総務課及び」を削る。

第二百一条の表一の項を削り、同表二の項中「二 研修課」を「研修課」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、木工芸術スクールにおいて処理する事務は、次のとおりとする。

一 校内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。

二 県有財産及び物品の管理に関すること。

三 生産物の売払いに關すること。

第三十一条第二項中「総務課及び教務課」を「管理課」に改める。

第三十二条の表一の項中「一 総務課」を「管理課」に改め、同項第三号中「及び学生」を削り、同項第五号中「学内の他の所掌に属さない事務」を「教育の実施計画」に改め、同項に次の五号を加える。

6 学生募集及び入学試験に関すること。

7 学生の入学、退学、卒業その他身分取扱いに関すること。

8 共同研究等に関すること。

9 学生の就職指導及び学生生活に関すること。

10 短期技術研修部門及び生涯学習部門に関すること。

第三十二条の表二の項を削る。

第三十一款を次のように改める。

第三十一款 削除

第三十八条から第四十条まで 削除

第六十条の表四の項中「大垣土木事務所及び可茂土木事務所」を「及び大垣土木事務所」に改め、同表六の項を削り、同表七の項中「五人」を「六人」に、「四人」を「五人」に、「二人」を「三人」に改め、同項を同表六の項とし、同表八の項を七の項

とし、九の項を八の項とし、十の項を九の項とする。
 第六十二条第一項の表二の項中「退院調整室」を「がん登録室、退院調整室」に改める。

第六十六条第一項の表一の項組織の欄中「事務局」を「管理部」に改め、同項職の欄中「事務局長」を「管理部長」に改め、同条第二項中「事務局長」を「管理部長」に、「事務局」を「管理部」に改める。

第六十九条第一項の表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項から六の項までを一項ずつ繰り上げ、同表七の項組織の欄中「担当」の下に「必要と認められるものに限る。」を加え、同項を同表六の項とし、同条第二項中「センター所長」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第七十一条の表中三の部を削り、四の部を三の部とし、五の部を四の部とし、同表六の部副校長の項を削り、同部を同表五の部とし、同表七の部副校長の項を削り、同部を同表六の部とし、同表中八の部を七の部とし、同表九の部中「県立病院救命救急センター部（総合医療センターに限る。）」を「県立病院救命救急センター部」に改め、同部を同表八の部とし、同表中十の部を九の部とし、十一の部を十の部とし、同表十二の部看護師長の項中「二十人」を「三十人」に改め、同部を同表十一の部とし、同表十三の部中「臨床検査部」を「臨床検査科（下呂温泉病院にあつては、臨床検査部）」に改め、同部を同表十二の部とし、同表十四の部中「一人」の下に「（総合医療センターにあつては、二人）」を加え、同部を同表十三の部とし、同表中十五の部を十四の部とし、十六の部から二十の部までを一項ずつ繰り上げる。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる課の職に補せられている者又は当該課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ同表の下欄に掲げる課の職に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。

産業労働観光部産業政策課	産業労働観光部産業政策課	総合企画部観光交流推進局地域振興課
産業労働観光部商業流通課	産業労働観光部モノづくり振興課	総合企画部観光交流推進局地域振興課
産業労働観光部モノづくり振興課	産業労働観光部モノづくり振興課	総合企画部観光交流推進局地域振興課
産業労働観光部企業誘致課	産業労働観光部企業誘致課	総合企画部観光交流推進局地域振興課

産業労働観光部情報産業課	産業労働観光部情報産業課	商工労働部情報産業課
産業労働観光部中小企業課	産業労働観光部中小企業課	商工労働部中小企業課
産業労働観光部観光・ブランド振興課	産業労働観光部観光・ブランド振興課	総合企画部観光交流推進局観光・ブランド振興課
産業労働観光部労働雇用課	産業労働観光部労働雇用課	商工労働部労働雇用課

告示

岐阜県告示第百三十七号
 岐阜県議会議員勤続者の礼遇に関する規程（昭和三十一年岐阜県告示第五百九十五号）を次のように改正する。
 平成二十一年四月一日
 岐阜県知事 古田 肇

第四条第二号中「県公報その他」を削る。

附則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

訓令

岐阜県訓令甲第八号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁中一般
各現地機関

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「六の項」を「五の項」に改め、マセーター所長」を削る。
第九条の二を削る。

別表第二十の項部長専決事項の欄第一号を削り、同表中十二の項を削り、十三の項を十二の項とし、十四の項を十三の項とし、十五の項を十四の項とし、三十三の項を三十八の項とし、三十二の項を三十七の項とし、三十一の項を三十六の項とし、同表三十の項事務の種類の欄中「指定統計（指定統計を含む）」を「基幹統計調査（一般統計調査を含む。以下この項において同じ）」に、「承認統計」を「一般統計調査」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「指定統計調査」を「基幹統計調査」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「指定統計調査」を「基幹統計調査」に、「及び協力の依頼」を「に関する事務」に改め、同欄第二号を次のように改める。

2 基幹統計調査に係る調査票情報の提供の申出

別表第二十三の項課長専決事項の欄第三号を削り、同欄第四号中「指定統計調査」を「基幹統計調査」に改め、同号を同欄第三号とし、同項を同表三十五の項とし、同表中二十九の項を三十二の項とし、同項の次に次のように加える。

三十三 統計法 (平成十九年 法律第五十三 号。以下この 項中「法」と いう。)の施 行事務		1 法の施行に 関する事務
三十四 岐阜県 統計調査条例 (平成二十年 条例第五十三 号。以下この		1 知事決裁事 項である条例 第三条第一項 の県指定統計 調査の指定を

項中「条例」という。)及び知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則(平成二十一年規則第三十八号。以下この項中「規則」という。)の 施行事務			除く条例及び規則の施行に関する事務
---	--	--	-------------------

別表第二中二十八の項を三十一の項とし、十七の項から二十七の項までを三項ずつ繰り下げ、同表十六の項事務の種類の欄中「岐阜県手数料徴収条例(平成十二年条例第三号)」を「岐阜県総務関係手数料徴収条例(平成二十一年条例第九号)」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「条例」を「部長専決事項を除く条例」に改め、同項を同表十五の項とし、同項の次に次のように加える。

十六 岐阜県企業 画経済関係手 数料徴収条例 (平成二十一 年条例第十七 号。以下この 項中「条例」と いう。)の 施行事務		1 条例第四条の手数料の 減免(重要な先例となる ものに限る。)	1 部長専決事 項を除く条例 第四条の手数 料の減免
十七 岐阜県厚 生環境関係手 数料徴収条例 (平成二十一 年条例第十九 号。以下この 項中「条例」と いう。)の		1 条例第四条の手数料の 減免(重要な先例となる ものに限る。)	1 部長専決事 項を除く条例 第四条の手数 料の減免

<p>施行事務</p> <p>十八 岐阜県農林関係手数料徴収条例(平成二十一年条例第三十号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>	<p>1 条例第四条の手数料の減免(重要な先例となるものに限る。)</p>	<p>1 部長専決事項を除く条例第四条の手数料の減免</p>
<p>十九 岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年条例第三十二号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>	<p>1 条例第四条の手数料の減免(重要な先例となるものに限る。)</p>	<p>1 部長専決事項を除く条例第四条の手数料の減免</p>

別表第三広報課の表一の項部長専決事項の欄第二号を削り、同項課長専決事項の欄第三号中「インターネット放送局及び」を削る。

別表第三法務・情報公開課の表一の項部長専決事項の欄第二号を次のように改める。

2 法第十四条の行政書士に対する懲戒

別表第三法務・情報公開課の表一の項部長専決事項の欄第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次のように加える。

3 法第十四条の二第一項及び第二項の行政書士法人に対する懲戒

別表第三職員厚生課の表三の項課長専決事項の欄第一号中「健康診断の実施及び健康管理措置」を「部長専決事項を除く職員の福利厚生」に改め、同欄中第二号から第四号までを削る。

別表第三税務課の表二の項事務の種類の中「地方道路譲与税法」を「地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)、地方揮発油譲与税法」に、「地方道路譲与税法」を「地揮譲税法」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「地道譲税法」を「地揮譲税法」に改め、同欄第三号中「地方道路譲与税及び石油ガス譲与税」を「地方

法人特別譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び地方道路譲与税」に改める。

別表第三市町村課の表七の項事務の種類の中「と」という。)の下に「及び地方公営企業法施行令(以下この項中「令」という。)」を加え、同項部長専決事項の欄第一号を削り、同項課長専決事項の欄第一号中「及び部長専決事項」を削り、「除く法」の下に「及び令」を加え、同表八の項中「地方道路譲与税法」を「地方揮発油譲与税法」に改め、同表中九の項を削り、十の項を九の項とし、同表十一の項部長専決事項の欄第一号中「第六十条第三項」を「第六十条第五項」に改め、「二部事務組合に限る。」を削り、同項を同表十の項とし、同表中十二の項を十一の項とし、十三の項から十七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表十八の項部長専決事項の欄第一号及び第二号を削り、同項課長専決事項の欄第一号中「部長専決事項を除く」を削り、同項を同表十七の項とし、同表中十九の項を十八の項とし、同表二十の項事務の種類の中「と」という。)の下に「及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号。以下この項中「令」という。)」を加え、同項部長専決事項の欄に次の七号を加える。

1 法第七条第一項(法第二十四条において準用する場合を含む。次号において同じ。)の勧告

2 法第七条第三項の勧告の内容の公表及び総務大臣への報告

3 法第九条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)(の財政再生計画の送付(令第二十四条第一項の意見の付記を含む。次号、第五号及び第六号において同じ。))

4 法第十条第一項の協議申出の送付

5 法第十条第六項の同意(法第二十八条及び令第二十二條第一項において都道府県知事が行うこととされた軽微な変更に係るものに限る。)(及び令第二十二條第二項の総務大臣への報告

6 法第十八條第一項の財政再生計画の実施状況の送付

7 法第二十七條第四項の財政の再生が完了した旨の報告の送付

別表第三市町村課の表二十の項課長専決事項の欄第一号を次のように改める。

1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務

別表第三市町村課の表二十の項課長専決事項の欄第二号を削り、同項を同表十九の項とし、同表中二十一の項を二十の項とし、同表二十二の項部長専決事項の欄第二号を削り、同項を同表二十一の項とする。

別表第三地域振興課の表を削る。

別表第三統計課の表を次のように改める。
観光・ブランド振興課

事務の種類 一 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号。以下この項中「法」という。)の施行事務	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項 1 法の施行に関する事務
二 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号。以下この項中「法」という。)の施行事務		1 法第四条第一項の基本構想の作成 2 法第四条第五項の基本構想の公表 3 法第五条第一項の基本構想の変更 4 法第六条第二項の意見書の送付	1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務

地域振興課

事務の種類 一 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百一十号。以下この項中「法」という。)の施行事務	副知事専決事項	部長専決事項 1 法第十一条第二項の中部圏開発整備計画作成に關する必要な協力 2 法第十七条の事業の実施に伴う事務の連絡調整 3 法第十八条第二項の中部圏開発計画の実施に関する状況の報告	課長専決事項 1 法第七条第
二 山村振興法		1 法第七条第一項の振興	1 法第七条第

(昭和四十年法律第六十四号。以下この項中「法」という。)の施行事務

山村指定申請書の提出

二項の振興山村の指定及び法第八条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の山村振興計画の作成等についての協議

別表第三地球環境課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第三条」を「第三条第一項」に、「許可等」を「許可」に改め、同欄第二号から第六号までを削り、同欄第七号中「及び法第十条の原状回復の命令」を削り、同号を同欄第一号とし、同欄第八号を削り、同欄第九号を第三号とし、同欄第十号中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「制限等」を「制限に関する命令」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第十一号を第五号とし、第十二号から第二十二号までを削り、第二十三号を第六号とし、第二十四号を削り、同表十二の項部長専決事項の欄第三号中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同欄第四号中「第二十四条第三項」を「第二十四条第五項」に改め、同表中十九の項を削り、二十の項を十九の項とし、二十一の項から二十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三医療整備課の表中二十の項を二十一の項とし、十九の項を二十の項とし、十八の項を十九の項とし、十七の項の次に次のように加える。

十八 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下この項中「法」という。)の施行事務(県が設立団体である地方独立行政法人(以下この項中「法		1 法第六条第四項の法人に出資する財産のうち金銭以外のものの価額の評価 2 法第二十二條第一項の法人の業務方法書の認可又はその変更の認可 3 法第二十二條第三項、第二十五條第三項、第二十六條第三項、第三十一条第二項、第三十四條第三項、第四十條第五項、	1 知事決裁事項である法第七条の法人の定款の制定及び法人の設立に係る認可申請、法第八条第二項の法人の定款の変更及びこれに係る認可申請、法第十四條第
--	--	---	---

人」という。)
であつて、岐
阜県立看護大
学の設置及び
管理又は病院
事業を行うも
のに限る。

13 法人に承継させる権利に	法第六十七條第三項の	産の信託	しくは担保の提供又は財	画の認可、法	更の認可、法	第四十四條第	一項、第七十
12	法第六十六條第七項の	法人の債権者への弁済若	しくは担保の提供又は財	画の認可又は	更の認可、法	第四十四條第	一項、第七十
11	法第四十一條第一項及	び第二項の法人の短期借	入金に係る認可	画の認可又は	更の認可、法	第四十四條第	一項、第七十
10	法第四十條第三項の法	人（岐阜県立看護大学の	設置及び管理を行うもの	画の認可又は	更の認可、法	第四十四條第	一項、第七十
9	法第三十九條の法人の	会計監査人の解任	認可又はその	更の認可、法	第四十四條第	一項、第七十	一項、第七十
8	法第三十六條の法人の	会計監査人の選任	認可又はその	更の認可、法	第四十四條第	一項、第七十	一項、第七十
7	法第三十四條第一項の	法人の財務諸表の承認	認可又はその	更の認可、法	第四十四條第	一項、第七十	一項、第七十
6	法第三十一條第一項の	法人の中期目標の期間の	終了時の検討及びその結	果に基づく措置	認可又はその	更の認可、法	一項、第七十
5	法第二十六條第四項の	法人に係る中期計画の変	更の命令	命、法第十七	項、法第十七	項、法第十七	項、法第十七
4	法第二十六條第一項の	法人（岐阜県立看護大学	の設置及び管理を行うも	の認可又は	当該計画の変	更の認可、法	一項、第七十
3	法第四十一條第一項及	び第二項の法人の短期借	入金に係る認可	画の認可又は	更の認可、法	第四十四條第	一項、第七十

<p>六 エネルギー 等の使用の合 理化及び資源 の有効な利用 に関する事業 活動の促進に 関する臨時措 置法（平成五</p>			1 法の施行に 関する事務
<p>別表第三障害福祉課の表四の項部長専決事項の欄第一号を削り、同項課長専決事項の欄第一号中「及び法第十九條第一項の知的障害者援護施設の設置並びに部長専決事項」を削る。</p> <p>別表第三子ども家庭課部長専決事項の欄第四号中「第三項の施設の改善の勧告及び同条」を削る。</p> <p>別表第三産業政策課の表の前の「産業労働観光部」を「商工労働部」に改める。</p> <p>別表第三産業政策課の表の表以外の部分中「産業政策課」を「商工政策課」に改め、同表一の項部長専決事項の欄第一号中「第三條第二項」を「第四條第二項」に改め、同表四の項部長専決事項の欄第二号中「取消し」の下に「又は採取の停止命令」を加え、同表に次のように加える。</p>		<p>14 係る財産の価額の評価 法第八十九條第一項の 法人に対する違法行為等 の是正命令及び同條第二 項の報告の受付</p>	<p>定める法人の 重要な財産の 処分認可、 法第六十六條 第一項の法人 に承継させる 権利及び義務 の決定並びに 法第九十二條 第一項の法人 の解散の決定 及びこれに係 る認可申請並 びに部長専決 事項を除く法 の施行に關す る事務</p>

<p>年法律第十八号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>			
<p>事務の種類 一 岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例(平成二十一年条例第三十五号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>教育長専決事項 1 条例第四条の教育職員免許に係る手数料の減免(重要な先例となるものに限る。)</p>	<p>課長専決事項 1 教育長専決事項を除く条例第四条の教育職員免許に係る手数料の減免</p>
<p>一 都市公園法 事務の種類</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>1 岐阜県百年公園(博物)</p>	<p>課長専決事項</p>

社会教育文化課

別表第三モノづくり振興課の表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を三の項とする。

別表第三中小企業課の表二の項部長専決事項の欄第一号中「第十九条」を「第十二条の五」に改め、同欄第四号中「第十条」を「第十二条」に改め、同表三の項部長専決事項の欄第十一号中「第五十五条」を「第五十四条の三」に改め、「において準用する民法第八十三条」を削る。

別表第三観光・ブランド振興課の表を削る。

別表第三建設政策課の表三の項事務の種類欄中「施行事務」の下に「建築物以外の工作物に係る事務に限る。」を加える。

別表第三都市政策課の表十二の項部長専決事項の欄第一号中「風致地区審議会」を「都市計画審議会」に改め、同欄第三号を削る。

別表第三社会教育文化課の表を次のように改める。

教職員課

<p>三 美術館美術品取得基金に関する事務</p>		<p>1 別表第一の二の表公有財産購入費の例による支出負担行為</p>	<p>1 別表第一の二の表公有財産購入費の例による支出負担行為 2 調定決議、収入命令及び支出命令</p>
<p>二 岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例(平成二十一年条例第三十五号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>		<p>1 別表第四条の古式銃砲等の登録等に係る手数料の減免(重要な先例となるものに限る。)</p>	<p>1 教育長専決事項を除く条例第四条の古式銃砲等の登録等に係る手数料の減免</p>
<p>(以下この項中「法」という。)の施行事務</p>		<p>館に係る区域に限る。)に関する法第六条第一項の占用の許可又は同条第三項の占用の変更の許可</p>	

別表第四振興局及び振興局に置かれる事務所の部三の項事務の種類欄中「岐阜県手数料徴収条例」を「岐阜県総務関係手数料徴収条例」に改め、同項現地機関の長専決事項の欄第二号を削り、同部中四の項を五の項とし、三の項の次に次のように加える。

<p>四 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>	<p>1 条例第四条の鳥獣飼養登録に係る手数料の減免</p>
--	--------------------------------

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第九号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「センター所長」を削り、「並びに組織規則」の下に「第百六十六条第一項及び」を加える。

第九条中「情報科学芸術大学院大学及び国際たくみアカデミー」を「及び情報科学芸術大学院大学」に改める。

第十四条第一項中「情報科学芸術大学院大学及び国際たくみアカデミー」を「及び情報科学芸術大学院大学」に改め、同項第二号中「又は女性支援企画監。ただし、当該事務を所掌する場合に限る。」を「当該事務を所掌する場合に限る。」に改め、同条第二項中「情報科学芸術大学院大学及び国際たくみアカデミー」を「及び情報科学芸術大学院大学」に改める。

別表第一十七の項所長決裁事項の欄第一号中「課長専決事項を除く」を削り、同項課長専決事項の欄第一号を削り、同表二十の項中「西濃保健所揖斐センター」を削る。

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表十三の項第一号中「行程検査」を「工程検査」に改め、同項第二号中「補助金交付事務等の審査」を「負担金交付申請等の受付」に改め、同表二十一の項の次に次のように加える。

<p>二十一の二 旅行業 法（昭和二十七年法律第三十九号）の 施行事務</p>	<p>1 法第六条第一項の旅行業の登録の拒否 2 法第十八条の三の業務の改善の命令 3 法第十九条の旅行業の登録の取消し等</p>	<p>1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務</p>
---	---	------------------------------

4 法第二十三条第一項の公開による意見の聴取

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表四十五の項所長決裁事項の欄に次の一号を加える。

7 法第五十九条第三項の施設の設置者に対する改善勧告

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表六十七の項を次のように改める。

六十七 削除

別表第二県税事務所及び自動車税事務所の表一の項所長決裁事項の欄第十八号中「第四十一項及び第四十二項」を「第四十五項及び第四十六項」に改め、同欄第二十四号中「第七百条の二十二の二」を「第四百四十四条の三十二」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「第六百九十九条の二十一第三項及び第七百条の三十三第三項」を「第三百二十二条第三項及び第四百四十四条の四十七第三項」に改め、同欄第十号中「第五百五十二条」を「第七十一条の十八」に改め、同欄第十一号中「第三百三十九条第三項」を「第七十一条の三十三第三項」に改め、同欄第十二号中「第四百九十九条又は第五百十条」を「第七十一条の十四又は第七十一条の十五」に改め、同欄第十三号中「第五百五十五条」を「第七十一条の二十二」に改める。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所の表の次に次の一表を加える。
精神保健福祉センター

<p>事務の種類 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行事務 二 障害者自立支援法及び障害者自立支援法施行令の施行事務</p>	<p>所長決裁事項 1 法の施行に関する事務</p>	<p>課長専決事項 1 施行令第三十二条の变更届の受付 2 施行令第三十三条の医療受給者証の再交付</p>
--	--------------------------------	---

別表第二農林事務所の表十六の項所長決裁事項の欄第六号及び二十四の項所長決裁事項の欄第一号中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改め

る。

別表第二家畜保健衛生所の表一の項所長決裁事項の欄中第二号を削り、第三号を第二号とする。

別表第二土木事務所の表二十一の項課長専決事項の欄第四号中「第十三条第一項」を「第十三条」に改め、同表中三十の項を三十二の項とし、同表二十九の項中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改め、同項を同表三十の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>三十一 廃道及び廃川敷の管理に関する事務</p>	<p>1 岐阜県公有財産事務処理規程（昭和四十九年訓令甲第一六号）第三条第一項第四号の規定により廃川敷地、廃道敷地その他これらに類するものを管理する事務（隣地との境界確定を含む。）</p>
-----------------------------	--

別表第二土木事務所の表二十八の項の次に次のように加える。

<p>二十九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成一二年法律第一〇四号）の施行に関する事務（建築物以外の工作物に係る事務に限る。）</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="494 432 791 757"> <p>1 法第十条第三項の分別解体等の計画の変更等の命令 2 法第十四条の助言又は勧告 3 法第十五条の分別解体等の方法の変更等の命令 4 法第四十二条第一項の報告の徴収 5 法第四十三条第一項の立入検査</p> </td> <td data-bbox="421 768 791 1070"> <p>1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務</p> </td> </tr> </table>	<p>1 法第十条第三項の分別解体等の計画の変更等の命令 2 法第十四条の助言又は勧告 3 法第十五条の分別解体等の方法の変更等の命令 4 法第四十二条第一項の報告の徴収 5 法第四十三条第一項の立入検査</p>	<p>1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>1 法第十条第三項の分別解体等の計画の変更等の命令 2 法第十四条の助言又は勧告 3 法第十五条の分別解体等の方法の変更等の命令 4 法第四十二条第一項の報告の徴収 5 法第四十三条第一項の立入検査</p>	<p>1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務</p>		

別表第二建築事務所の表中十六の項を十七の項とし、十五の項を十六の項とし、十四の項の次に次のように加える。

<p>十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 432 300 757"> <p>1 法第十条第三項の分別解体等の計画の変更等の命令 2 法第十四条の助言又は勧告</p> </td> <td data-bbox="159 768 300 1070"> <p>1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務</p> </td> </tr> </table>	<p>1 法第十条第三項の分別解体等の計画の変更等の命令 2 法第十四条の助言又は勧告</p>	<p>1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>1 法第十条第三項の分別解体等の計画の変更等の命令 2 法第十四条の助言又は勧告</p>	<p>1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務</p>		

（建築物に係る事務に限る。）

- 3 法第十五条の分別解体等の方法の変更等の命令
- 4 法第四十二条第一項の報告の徴収
- 5 法第四十三条第一項の立入検査

別表第二国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールの表を削る。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社